

2025年（令和7年）9月22日

読売新聞　くらし面担当記者　様
朝日新聞　くらし面担当記者　様
毎日新聞　くらしナビ面担当記者　様
産経新聞　生活面担当記者　様
神戸新聞　くらし面担当記者　様
東京新聞　生活面担当記者　様
日本経済新聞　金融担当記者　様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長　鈴木　尉　久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201　FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

ご依頼

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

さて、近年、金融機関で預金の預け入れや払い戻しを行う際に硬貨を伴う場合、金融機関が硬貨の取扱い手数料を徴収するようになってきました。

そこで、当団体が2025年3月、ゆうちょ銀行を含む銀行6行が硬貨取扱い手数料を徴収する場合やその金額を調査しました。

このうち、ゆうちょ銀行については、郵便局の窓口で硬貨を伴うときは硬貨100枚までは手数料が無料であるのに対し、ATMで硬貨を伴うときは硬貨1枚から手数料が徴収されていることが分かりました。他の金融機関とは異なる仕組みです。

これは、消費者が従来もっている「手数料は窓口よりATMの方が安い」という常識に反するものです。当団体の会員はまさかこんなことになっているとは知りませんでした。窓口では手数料が無料であることを知らずにATMで硬貨を預けて手数料を徴収された経験を持つ者もいました。いわゆる少額多数の消費者被害に当たるといえましょう。

当団体は、金融機関が硬貨取扱い手数料を徴収することは市場の競争に任せればよいと考えますが、それは消費者に対する情報提供が適切に行われたうえでの競争であることはいうまでもなく、ゆうちょ銀行のATMの硬貨取扱い手数料の説明には改善が必要

だと考えました。

そこで、当団体は、2025年5月9日付けでゆうちょ銀行に要望書を送付しました（要望書を同封いたします。なお、当会の調査結果を別紙1～別紙4に添付します）。

これに対して、ゆうちょ銀行から2025年7月8日付けで回答書が届きました（回答書を同封いたします）。

（以上の経過は、当団体のウェブサイトの「申入れ・差止め請求」の欄に掲載）

ゆうちょ銀行から届いた回答書には前向きな姿勢は記されていますが、すぐATMにおける情報提供の改善、例えば画面及び音声アナウンスの改修などに着手するとは記されていません。そこで当面、ゆうちょ銀行のATMでは、従前の状況が続くであろうと予想されます。

消費者が、硬貨を伴う預け入れや払い戻しを、どこで（窓口、ATM）、どのようにすればよいのかを合理的に判断するためには、金融機関の硬貨手数料の現状（例えば別紙3。金融機関ごとの手数料の比較）をよく知って、選ぶことが重要だと考えます。

貴紙におかれては、消費者がよりよく選ぶための情報を提供してくださるよう、ご依頼を申し上げます。